

事業計画概要書に対する市長意見書

松環廃第530号
令和6年10月2日

直富商事株式会社
代表取締役 木下 繁夫 様

松本市長 臥 雲 義 尚

令和6年8月26日付け（8月27日受理）で提出のあった事業計画概要書について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第43条の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	直富商事株式会社 代表取締役 木下 繁夫 長野県長野市大字大豆島3397番地6	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	①長野県松本市大字笹賀5652番地76 ②長野県松本市大字笹賀5652番地84	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	①②中間処理（圧縮・結束施設）	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	①廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、紙くず（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。） ②廃プラスチック類 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	①圧縮・結束施設 廃プラスチック類 900t/日（90t/h：10時間稼働） 金属くず 1149t/日（114.9t/h：10時間稼働） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 1178t/日（117.8t/h：10時間稼働） 紙くず 917t/日（91.7t/h：10時間稼働） 木くず 704t/日（70.4t/h：10時間稼働） ②圧縮・結束施設 廃プラスチック類 2t/日（0.2t/h：10時間稼働）	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	変更後	変更前
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 南原町町会 島立南栗町町会 (根拠) 松本市廃棄物の処理施設の設置に係る指針第3第1項(5)	
(8) 関係住民の範囲及びその根拠	(範囲) 周辺地域の住民 周辺地域内に事業所もしくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業、漁業を営む者 (根拠) 松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第36条第2項	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	第1回（日時）令和6年10月11日（金）午後7時から （場所）直富商事株式会社 松本営業所 （長野県松本市笹賀5652番地76） 第2回（日時）令和6年11月1日（金）午後7時から （場所）直富商事株式会社 松本営業所 （長野県松本市笹賀5652番地76）	

2 市長意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。